

長岡市の被災者支援制度一覧

令和6年7月1日現在

※申請方法等については、担当課へお問い合わせください。

No.	支援制度等の項目	支援内容等	対象	受付窓口	担当	問い合わせ先										
1	罹災（りさい）証明書の発行	<p>市が災害対策基本法に基づき、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象）による住家等の「被害の程度」を証明するものです。</p> <p>■被害の程度【損害割合】 全壊【50%以上】 大規模半壊【40%以上50%未満】 中規模半壊【30%以上40%未満】 半壊【20%以上30%未満】 準半壊【10%以上20%未満】 一部損壊【10%未満】</p> <p>※非住家の被害程度は住家に準じます。 ※浸水被害は、「床上浸水」、「床下浸水」の区分についても認定します。 ※災害と被害の因果関係が確認できない場合は、「罹災証明書」は発行できません。そのため、片付けや修理する前に被害箇所の写真を撮影して保管してください。また、災害発生から長期間経過した後に申請すると、その被害が災害によるものか判別ができず、被害認定ができない場合があります。早期の申請をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が被災した世帯の人 ・被災した家屋の所有者 	<p>アオーレ長岡東棟1階 税金窓口</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	資産税課	0258-39-2213										
2	住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理について）	<p>○支援内容 地震により「準半壊」以上の被害を受けた住宅について、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。</p> <p>○住家の被害別限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罹災証明書区分</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>準半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>限度額</td> <td>170.6万円</td> <td>120.6万円</td> <td>120.6万円</td> <td>64.3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理業者へ依頼し、すでに支払いを終えている場合は支援の対象となりません。 ・被害状況のわかる修理前の写真が必要です。スマートフォンや携帯電話の画像でも判断可能です。 ・空き家、車庫、倉庫などの建物は支援の対象となりません。 	罹災証明書区分	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	限度額	170.6万円	120.6万円	120.6万円	64.3万円	<p>○対象 次のすべてを満たす人（世帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書における住宅の被害が「準半壊」以上であること。 ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなることが見込まれること。 <p>※修理業者へ依頼し、すでに支払いを終えている場合は支援の対象となりません。</p> <p>○応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことができない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分。 ただし、対象となるのは現状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。仕様のグレードアップは、金額にかかわらず、応急修理の対象外となります。</p>	<p>都市政策課</p> <p>※申込みをされる場合は、必ず事前にご相談ください。</p>	都市政策課	0258-39-2265
罹災証明書区分	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊												
限度額	170.6万円	120.6万円	120.6万円	64.3万円												

長岡市の被災者支援制度一覧

令和6年7月1日現在

※申請方法等については、担当課へお問い合わせください。

No.	支援制度等の項目	支援内容等	対象	受付窓口	担当	問い合わせ先														
3	住宅の復興資金の借入れに対する利子補給	<p>○支援内容 地震により「準半壊」以上の被害を受けた住宅について、建替え、修理等の復興を行う場合、復興資金の借入れに対する利子の補給を行います。</p> <p>○利子補給の対象となる借入限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の建設・購入</td> <td>1,100万円</td> </tr> <tr> <td>住宅の補修</td> <td>590万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利子補給期間 借入れを行った日から5年間</p> <p>○利子補給額 貸付利率の1%を上限として、金融機関等に支払った利子相当額を補給</p>	区 分	借入限度額	住宅の建設・購入	1,100万円	住宅の補修	590万円	<p>○対象者 次のすべてを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人であること。 ・罹災証明書における住宅の被害が「準半壊」以上であること。 ・市内において、自ら居住するための住宅の建設、購入、補修を行うこと。 ・令和6年12月31日までに、次のアまたはイから復興資金の融資を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 民間金融機関 イ 独立行政法人住宅金融支援機構（災害復興住宅融資に限る。） 	都市政策課	都市政策課	0258-39-2265								
区 分	借入限度額																			
住宅の建設・購入	1,100万円																			
住宅の補修	590万円																			
4	個人市民税の減免	<p>住宅または家財の損害の程度に応じて税額を減免します。個人市民税が減免になると、個人県民税も一緒に減免します。</p> <p>【減免割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害の程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上10分の5未満のとき</th> <th>10分の5以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度 合計所得金額	減免の割合		10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき	500万円以下	2分の1	全部	750万円以下	4分の1	2分の1	1000万円以下	8分の1	4分の1	住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下の人	アオーレ長岡東棟1階 税金窓口 各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	市民税課	0258-39-2212
損害の程度 合計所得金額	減免の割合																			
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき																		
500万円以下	2分の1	全部																		
750万円以下	4分の1	2分の1																		
1000万円以下	8分の1	4分の1																		

長岡市の被災者支援制度一覧

令和6年7月1日現在

※申請方法等については、担当課へお問い合わせください。

No.	支援制度等の項目	支援内容等	対象	受付窓口	担当	問い合わせ先																																																						
5	固定資産税・都市計画税の減免	<p>家屋などの損害の程度に応じて税額を減免します。</p> <p>【適用範囲】</p> <p>①家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家は床上浸水以上 ・非住家は半壊以上 <p>②土地 当該面積の10分の2以上に被害を受けたとき</p> <p>③償却資産 決定価格の20分の2以上に被害を受けたとき</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(1)家屋</td> </tr> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免の割合</th> <th>被害認定(参考)</th> </tr> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。</td> <td>10分の10</td> <td rowspan="4">全壊</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)土地</td> </tr> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免の割合</th> <td></td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき</td> <td>全部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※単に亀裂が入っただけの土地は対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3)償却資産</td> </tr> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免の割合</th> <td></td> </tr> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき</td> <td>全部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> <td></td> </tr> </table>	(1)家屋			被害の程度	減免の割合	被害認定(参考)	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	10分の10	全壊	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4	(2)土地			被害の程度	減免の割合		被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部		被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8		被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6		被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4		※単に亀裂が入っただけの土地は対象外			(3)償却資産			被害の程度	減免の割合		全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部		主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8		償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6		償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4		<p>災害で家屋（住家、非住家）、土地、償却資産に一定以上の被害を受けた人や事業所</p>	<p>アオーレ長岡東棟1階 税金窓口</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	<p>資産税課</p>	<p>0258-39-2213</p>
(1)家屋																																																												
被害の程度	減免の割合	被害認定(参考)																																																										
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	10分の10	全壊																																																										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8																																																											
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6																																																											
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4																																																											
(2)土地																																																												
被害の程度	減免の割合																																																											
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部																																																											
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8																																																											
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6																																																											
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4																																																											
※単に亀裂が入っただけの土地は対象外																																																												
(3)償却資産																																																												
被害の程度	減免の割合																																																											
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部																																																											
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8																																																											
償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6																																																											
償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																																																											
6	国民健康保険料の減免	<p>災害等により住宅等に著しい損害を受けた人で保険料の支払いが困難な人について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。条件や申請方法については、お問い合わせください。</p>	<p>国民健康保険制度被保険者又はその属する世帯の世帯主</p>	<p>アオーレ長岡東棟1階 健康保険・年金窓口</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	<p>国保年金課</p>	<p>0258-39-2220</p>																																																						
7	後期高齢者医療保険料の減免	<p>災害等により住宅等に著しい損害を受けた人で保険料の支払いが困難な人について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。条件や申請方法については、お問い合わせください。</p>	<p>後期高齢者医療制度被保険者</p>	<p>アオーレ長岡東棟1階 健康保険・年金窓口</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	<p>国保年金課</p>	<p>0258-39-2317</p>																																																						
8	介護保険料の減免	<p>災害等により住宅等に著しい被害を受けた人で、保険料の支払いが困難となった人について、一定期間、保険料の減免又は支払いを猶予することができます。申請方法等については右記の受付窓口・問い合わせ先にお尋ねください。</p>	<p>介護保険被保険者</p>	<p>アオーレ長岡東棟1階 福祉窓口</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	<p>介護保険課</p>	<p>0258-39-2245</p>																																																						

長岡市の被災者支援制度一覧

令和6年7月1日現在

※申請方法等については、担当課へお問い合わせください。

No.	支援制度等の項目	支援内容等	対象	受付窓口	担当	問い合わせ先											
9	国民健康保険の一部負担金の減免	災害等により住宅等に著しい損害を受けた人で、医療機関を受診した際に支払う一部負担金の支払いが困難となった人について、一定期間、一部負担金の減免または支払いを猶予することができます。条件や申請方法については、お問い合わせください。	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡する、障害者となる又は資産に重大な損害を受けたとき	アオーレ長岡東棟1階 健康保険・年金窓口 各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	国保年金課	0258-39-2006											
10	後期高齢者医療制度の一部負担金の減免	災害等により住宅等に著しい損害を受けた人で、医療機関を受診した際に支払う一部負担金の支払いが困難となった人について、一定期間、一部負担金の減免または支払いを猶予することができます。条件や申請方法については、お問い合わせください。	後期高齢者医療制度被保険者	アオーレ長岡東棟1階 健康保険・年金窓口 各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	国保年金課	0258-39-2317											
11	国民年金保険料の免除	災害により一定以上の損害を受けた場合に、保険料を全額免除します。 【免除期間等】 令和5年11月分から令和8年6月分までの期間 ※保険料の免除により年金受給額が減額されますが、10年以内にあとから保険料を納めることで、保険料を納付した場合と同じ額を受け取れます。 ※保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納める場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、ご注意ください。	所有する住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑等の財産について、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人	アオーレ長岡東棟1階 健康保険・年金窓口 各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	国保年金課	0258-39-2250											
12	介護保険サービス利用料の減免	災害等により住宅等に著しい被害を受けた人で、介護保険サービス利用料の支払いが困難となった人について、一定期間、利用者負担額を減免します。申請方法等については右記の受付窓口・問い合わせ先にお尋ねください。	介護保険サービス利用者	アオーレ長岡東棟1階 福祉窓口 各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	介護保険課	0258-39-2245											
13	保育料の減免	災害により保育料の支払いが困難となった人について、一定期間、保育料の全部または一部を減免します。 【減免割合】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> <td rowspan="2">6カ月</td> </tr> <tr> <td>半壊以上</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>10分の3</td> <td>3カ月</td> </tr> </tbody> </table> ※準半壊、一部損壊は減免の対象になりません。	損害の程度	減免の割合	期間	全壊	全部	6カ月	半壊以上	2分の1	床上浸水	10分の3	3カ月	災害時に居住していた住宅に著しい損害を受けた人	保育課	保育課	0258-39-2219
損害の程度	減免の割合	期間															
全壊	全部	6カ月															
半壊以上	2分の1																
床上浸水	10分の3	3カ月															

長岡市の被災者支援制度一覧

令和6年7月1日現在

※申請方法等については、担当課へお問い合わせください。

No.	支援制度等の項目	支援内容等	対象	受付窓口	担当	問い合わせ先												
14	災害ごみの処理手数料の減免	<p>災害ごみを無料で収集します。</p> <p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は、透明・半透明の袋に入れ、それぞれの収集日にごみステーションに出すことができます。（袋に「災害ごみ」と記入） ・粗大ごみ等は、各クリーンセンターへ自己搬入いただくことで無料で処理します。（搬入の際、罹災証明書を提示又は現物と現地写真により確認） 	家屋等が被災した世帯の人	<p>寿クリーンセンター</p> <p>鳥越クリーンセンター</p>	<p>環境業務課</p> <p>環境施設課</p>	<p>0258-24-2837</p> <p>0258-24-2838</p>												
15	し尿くみ取り手数料の減免	<p>し尿くみ取り手数料を一定期間減免します。</p> <p>【減免割合】</p> <p>手数料全額</p>	便槽（仮設トイレを除く）が浸水した世帯・事業所	<p>環境業務課</p> <p>各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）</p>	環境業務課	0258-24-2837												
15	<p>災害援護資金の貸付</p> <p>※返済が必要です。</p>	<p>災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。</p> <p>【支援内容】</p> <p>貸付限度額…150万円～350万円（被害の程度、世帯主の負傷の状況によって異なる）</p> <p>償還期間…10年（据置期間3年、特別な事情がある場合は5年）</p> <p>償還方法…年賦、半年賦、元金均等償還</p> <p>貸付利率…無利子</p>	住宅部分が半壊以上、もしくは家財に大きな被害を受けた世帯。被災当時、長岡市に住所を有していた世帯。（所得制限あり）	アオーレ長岡東棟1階 なんでも窓口	危機管理防災本部	0258-39-2262												
16	被災者生活再建支援金の支給	<p>災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、支援金を支給します。</p> <p>【支援内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害状況</th> <th>支援額（最大）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害状況	支援額（最大）	全壊	400万円	大規模半壊	300万円	中規模半壊	150万円	半壊	50万円	床上浸水	30万円	住宅部分が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は床上浸水した世帯	アオーレ長岡東棟1階 なんでも窓口	危機管理防災本部	0258-39-2262
被害状況	支援額（最大）																	
全壊	400万円																	
大規模半壊	300万円																	
中規模半壊	150万円																	
半壊	50万円																	
床上浸水	30万円																	
17	合併処理浄化槽の修理費の補助	<p>被災した合併処理浄化槽の修理費用の一部を補助します。</p> <p>【補助割合】</p> <p>修理費の1/2以内</p>	<p>長岡市合併処理浄化槽維持管理助成金の受領資格を有する被災により修理が必要な浄化槽管理者</p> <p>（詳しくは担当課までご連絡ください）</p>	下水道課	下水道課	0258-39-2235												